

資料 1

長久手市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり公布する。

平成25年12月 日

長久手市教育委員会委員長

別紙

長久手市教育委員会規則第 号

長久手市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

長久手市立小中学校通学区域に関する規則（昭和 6 3 年長久手町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 2 条関係） 【別記1 参照】	別表（第 2 条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

学校名	通学区域
長久手小学校から南小学校までの項（略）	
市が洞小学校	丁子田 片平 根の神 蟹原 井堀 熊田 卯塚一丁目 卯塚
	二丁目 根嶽 市が洞一丁目 市が洞二丁目 市が洞三丁目 片
	平一丁目 片平二丁目
長久手中学校の以下の項（略）	

改正前

学校名	通学区域
長久手小学校から南小学校までの項（略）	
市が洞小学校	上井堀 卯塚 根嶽 丁子田 片平 市ヶ洞 根の神 蟹原 井堀 熊田
長久手中学校の項以下（略）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。